自動運転車両等の走行支援技術に関する技術公募　説明会議事録

日時：令和 8 年 10 月 30 日　10:00～11:15

場所：NEXCO 東日本　本社会議室

参加：説明会開催希望があった企業

＜NEXCO 東日本からの説明＞

・本説明会は NDA も結んでいない公開の場となる。よって、発言内容は各社が自己管理し、本説明会で見聞きした内容を公募以外の目的に使わないこと。
（参加者、同意につき、説明会を継続）

・moVision・MFU について、資料に基づき説明。
区間は鹿沼 IC～宇都宮 IC（上下線計 23km）
多機能ポールを 300m ピッチで 68 基設置済、上部ソケットは 4 口あり
インフォメーションライトは事象発生時赤またはオレンジ点滅、それ以外は緑点灯
気象観測装置は 1 km 間隔に設置
現在は試験調整中、まもなく運用開始
moVision 版デジタルツインは蓄積映像から軌跡データを生成し仮想空間に再現（開発中）

・他に関連する重点プロジェクトとして、次世代ハイウェイラジオ、走行中無線給電などがあるが、詳細は当社ＨＰの中期経営計画や moVision を参照してほしい。

・MFU データは無償ではない。抽出・加工費用は事業者負担となる。

・MFU データは実証内容に応じた部分を提供する。

・提案書は請負契約書のような履行義務まで扱わない。実現可能性は選定時に確認する。

・機器の設置などの希望は具体的に記載すること。

・作業計画は通常の設備工事・作業と同水準が必要である。

・請負契約ではないため、建設業法上の配置技術者などの義務はない。

・安全面の体制は提案書に記載すること。

・テーマⅠは結果として技術比較になる可能性が高い。
データ公表への対応は提案前に社内で整理しておくこと。

・テーマⅡの自由ユースケースは、道路管理者の立場から必要性を判断する。

＜質疑応答＞　Q（企業）、A（NEXCO 東日本）

Q１：収集から提供までの一気通貫が前提と理解している。自社では収集せず、NEXCO 東日本の既存データを使う応募は可能か。

A１：公募要領では「収集・分析する技術」を対象としている。
ただし、センサで取ることだけが収集ではなく、データから新たなデータを生み出すことも収集と捉えることができるのではないか。考え方を提案書で説明してほしい。

Q２：実証期間２年半の間、MFU データとの比較結果を定期的に提出するのか。
Ａ２：実証期間２年半は上限である。１年や半年で成果を出す計画でも良い。中間成果の時期は提案書に記載してほしい。
Q３：落下物・規制標識・車両追跡等、すべてを網羅しないと参加できないか。
Ａ３：応募内容を踏まえて、公募要領に照らして判断する。
Q４：①MFU データは無償か。
②他路線で使っている最新の機材を持ち込めるか。
③指定ユースケース A・B・C の複数に該当しても良いか。
④自社試験環境で検証したプライム技術に限られるか。
Ａ４：①MFU データは無償ではない。ただし、単価の基準等は現時点で未定である。
②持ち込み費用は事業者負担である。所有者との調整には当社も協力するが、調整がつかなければ時期を見直すことも考えられる。
③指定ユースケースが複数でも問題ない。
④共同開発でも構わない。ただし、全体に責任を持つプライムが必要であり、技術毎に責任を切り分ける体制は不可とする。個別のプライム技術の検証結果を添付すれば良い。
Q５：MFU データは過去分を遡って提供を受けることは可能か。
Ａ５：データ取得期間内であれば可能である。採択から実証開始までのデータが取れる。
それ以外のデータは提案内容次第となる。
Q６：提供データは生データか。加工データか。
Ａ６：ケースバイケースと考えている。カメラとの比較なら映像そのもの。事象の比較ならイベントデータで足りる場合もある。メーカーノウハウを含むデータは相談となる。
なお、特定メーカーの機器でしか読めない形式は想定していない。
Q７：センサ取付け分担は。施工業者は自社で選んで良いか。配線はどこまで事業者側か。
Ａ７：公募要領の役割分担表では「△は確認・助言・支援の立場」である。規制には警察協議が必要で、当社は協議資料の作成を助言する。業者の斡旋はしないが、グループ会社への相談は可能である。現場を管理する宇都宮管理事務所の了承は必須である。
電力・通信等の具合などの詳細は採択後に詰める。設置希望が同じポールに集中すれば調整する。
Q８：自動運転車両やインシデントを模した検証のため、規制をどこまでかけられるのか。
Ａ８：安全最優先である。警察庁・県警本部・高速隊の了解が前提で、調整には最低でも数ヶ月必要なため、早めに相談してほしい。規制延長は 2km 以内が一般的であるが、3km も可能。基本は第１走行車線と路肩をセットにした規制となる。昼間２車線規制や作業をしていない時間が長い規制は難しいだろう。炎検知のように公道でやる必要性のないものは不可。当社が実施する工事・作業規制を活用したい場合は協力する。

Q９：契約は NDA のみか。
Ａ９：提案内容次第。NDA だけで足りる場合も知財・責任を個別に定める場合もある。
当社の共同研究の様式をベースに個別に締結する想定である。
Q10：事故など発生頻度の低い事象の過去データは提供できるか。
A10：過去映像は撮影条件が異なるため、比較の参考になりにくい。落下物は従来カメラで捉えきれておらず、定義も確立していないが、今後は全線監視で正解データが得られる見込み。事業者側の検知日時から当社の検知有無は照合できるだろう。ただし、落下物は相応に発生するが事故は少ない傾向である。
Q11：MFU が検知できない事象を探すには、膨大なデータを確認する必要があるのでは。
A11：事業者側の検知結果を当社のデータと照合すれば、未検知分はすぐ分かる見込み。
Q12：提供データを自社製品の改善目的で AI 学習に使えるか。
A12：プライバシー情報をどの段階のデータで扱うかによる。学習環境の分離など、懸念点と対策を提案書に記載すること。インフラデータや ETC2.0 などは、関係部署と協議のうえ提供の可否を判断する。
Q13：68 基のどのポールに機器を付けるか、希望を出せるか。複数センサの設置や既設ケーシングへの配線収容は可能か。
A13：位置・数の希望は提出可である。現地を確認のうえ希望を出してほしい。ケーシング収容は可否を検討し、不可なら個別に協議する。現地で露出している管は光ファイバなどである。
Q14：A・B・C 技術の組合せ試験が未実施の場合、自社試験はどこまで必要か。
A14：ケースバイケースと考えている。技術の進歩が速いため、後からの変更計画対応も想定している。安全面の検証は必須である。検証済の範囲と未実施の範囲を提案書に明記すること。

※オンライン参加者から質疑なし

以上